

茅ヶ崎市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第5号

茅ヶ崎市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成24年茅ヶ崎市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第73条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第74条第1項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第75条中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。